

こども支援課では、子育て家庭を対象とした「子育て支援家庭訪問業務」に熱意を有する方を募集します。
※地方公務員法により「会計年度任用職員」として任用され、採用されると、一般の地方公務員となり、
服務規程（職務専念義務や守秘義務）が適用されます。

1. 募集職種 保育士（子育て支援家庭訪問保育士）
2. 募集人数 1人
3. 職務内容 子育てに不安のある家庭や未就学児のいる家庭を対象に、家庭訪問や電話相談を行い、併せて、子育て相談や子育て支援の情報の提供、児童虐待対応及び課内の庶務等窓口対応、電話対応、パソコン入力、書類作成等
4. 任用期間 任用開始日～令和8年3月31日
(勤務実績に応じて再度任用される場合があります)
5. 応募資格 保育士資格を有する方（任用開始までに取得見込の方含む）
普通自動車免許（AT限定可）
その他、簡単なPC操作のできる方（ワード・エクセル等）
地方公務員法16条【欠格条項】に該当しない方

【欠格条項】

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 阪南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6. 任用条件

勤務日	月～金曜日のうち週3日勤務 (土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始は休み)
勤務時間	9：00～16：45 7時間勤務（休憩45分）
勤務場所	阪南市役所 1階 こども未来部こども支援課
報酬等	月額132,162円（時給1,498円）地域手当相当分含む ※採用されるまでの職務履歴により、市の規定により一部経験加算あり
各種手当	条件を満たす場合は、通勤費の支給、期末手当、勤勉手当の支給があります。 車通勤の場合、自己負担により市役所敷地外で駐車場確保が必要。 ※徒歩及び通勤距離2キロメートル未満は支給対象外。
休暇	任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇や特別休暇（忌引休暇など）があります。
社会保険	規定に基づき、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務員災害補償（公務労災など）が適用されます。（年齢により加入内容が異なります）
その他	勤務条件に関して必要な場合は、協議いたします。